

令和4年度大崎市空き家相談会の概要

1 目的

大崎市空家等対策計画に基づき、市民及び市内空き家の所有者等が自らの責任により適切な空き家の管理に取り組むことを支援するため無料相談会を実施し、空き家問題を抱える方が相談窓口を訪れる機会を提供する。

また、今回の相談会を通じて本市と法律専門家との一層の連携を図り、行政における今後の空き家問題の相談対応機能の向上に資するものとする。

2 開催時期、場所

日時：令和4年9月10日（土）

場所：ふるさとプラザ2階（古川駅前大通1-5-18）

大崎市市民活動サポートセンター内

3 開催概要

- (1) 相談事項 空き家に関する相続や登記、売買、賃貸、除却などの諸問題
- (2) 相談者 空き家の所有者及び関係者など、空き家に関する問題を抱えている方
- (3) 相談員 司法書士、宅地建物取引士、建築士、ほか市職員、宮城おさき移住支援センター職員
- (4) 相談方法 面談方式による相談とする。
 - ア 開設時間 午前9時30分から11時30分まで
 - イ 利用方法 事前予約制とする。
 - ① 相談希望者は、8月22日までに、電話又は市ウェブサイトから申込書をダウンロードして環境保全課にファクスにて申込を行う。
 - ② 環境保全課にて受け付け後、申し込み内容を精査したうえで、先着順で予約を確定する。
 - ③ 予約が確定した相談者には、相談開始時刻等の確定情報等を連絡する。

ウ 相談料金 無料

エ 相談定員 1日当たり5組程度

4 周知、募集方法

広報おおさき8月号、市ウェブサイトにて募集する。